

博士論文（要約）

戦間期日本の探偵小説ジャンルの生成と受容

——犯罪をめぐるメディア言説との相互連関を中心に——

井川理

本論文は、戦間期日本の探偵小説ジャンルを、個別の小説・批評言説とそれらを取り巻く多様なメディア言説との往還から現出する動態として捉え、考察することを目的とする。

一八九〇年前後の黒岩涙香の翻訳・翻案物や探偵実話の流行を経て、一九二〇年代に雑誌『新青年』を主な舞台として確立することになる日本の創作探偵小説は、探偵による謎の解明というプロットを有したいわゆる本格物だけでなく、幻想、怪奇、SF、冒険、捕物帳などの多様な要素を持つ小説群を包含していた。それゆえに、同時期には本格／変格論争に代表される探偵小説という語の範疇をめぐる論争が絶えず文壇内で行われる一方で、例えば犯罪報道等で探偵小説が頻繁に言及されるなど文壇外の多様な言説に召喚されイメージ付与が行われてもいた。こうした同時期のジャンルの在り方を包括的に検討するために必要なのは、指示対象が曖昧であった「探偵小説」という記号に多義的なイメージを付与していったメディア言説と、その定義を試みた探偵文壇内外の批評言説、そしてそれらのイメージや定義と同一化・差異化しながらも探偵小説として書かれ・読まれた小説言説という、多元的な言説から構成される動的な動態としてジャンルを捉えることであろう。

以上の問題意識から、本論文では、日本の創作探偵小説がジャンルとして確立する一九二〇・三〇年代を主な対象時期として設定し、同時期のジャンルに関わるメディア言説と小説・批評言説との関わりを考察した。具体的には、探偵小説及び探偵小説家に言及する犯罪関連

言説の調査・分析と、江戸川乱歩・浜尾四郎・夢野久作・甲賀三郎・横溝正史・久生十蘭らの小説・批評テキストの分析を行い、それらの複層的な連関の様相を検討した。本論文の記述は、全三部八章に序章・終章を加える形で構成されている。以下、各部・各章の概要を述べる。

序章「ジャンル」という問題系——動態としての戦間期日本の探偵小説では、本論文で対象とする一九二〇・三〇年代における日本の探偵小説ジャンルの動向を主に言説領域を中心に概観し、同ジャンルの位置付けに関する先行研究を確認するとともに、本論文における問題の所在を示した。

第一部「探偵小説ジャンルと犯罪をめぐるメディア言説の相互連関」では、犯罪をめぐるメディア言説との関わりから同時期の探偵小説の社会的な位相を考察した。具体的には、一九一〇年代の『ジゴマ』ブームから、探偵小説が大衆化しジャンルとして一般に認知されていく一九二〇・三〇年代へと至る時期の犯罪報道・犯罪科学・不良少年研究などの犯罪関連言説の調査・分析を行い、そこでのジャンル・イメージの形成・流布の過程を検討した。

第一章「犯罪・活動写真・探偵小説——ジゴマ騒動と犯罪を描くフィクション・ジャンルをめぐる言説の再配置」では、一九一一年に公開されたフランスの犯罪映画『ジゴマ』の日本におけるメディア横断的なブームの様相と、その上映禁止前後に出来た批判言説を検討した。ここでは、同時期の犯罪報道で生じた『ジゴマ』を現実の犯罪

の誘因とみなす言説パターンが、主に不良少年に関する犯罪科学や教育学等の言説の中で反復され定着していくプロセスがあったことを確認した。さらに、当初は映画という新興メディアや映画館という場に対する危機意識を背景としていた批判が、次第にその物語内容自体の悪影響として矮小化され、活字メディアの批判にも転化されていくという変遷があったことも指摘し、それが一九二〇年代以降に顕在化する探偵小説有害論の素地となっていたことを明らかにした。

第二章 「一九三〇年前後における探偵小説ジャンルの位相——犯罪ジャーナリズムを中心とするメディアとの相互連関」では、一九三〇年前後の犯罪報道における「探偵小説」という記号と探偵小説家の位相を検討した。ここでは、同時期の犯罪報道において探偵小説家が現実の犯罪事件を論評する機会が増加し、犯罪を語る主体として一定の社会的地位が付与される一方で、探偵小説を犯罪の誘因とみなし、探偵小説家をその間接的な「犯人」として批判する言説も一般化するという、同時期のジャンルが置かれた両義的な位相を明らかにした。また、その具体的な事例として江戸川乱歩と浜尾四郎の犯罪メディアにおける表象を検討し、それぞれの作家イメージから両者が異なる位相にあったことも示した。

以上、第一部で行った調査・分析作業を通して、戦間期の犯罪をめぐるメディア言説において頻繁に探偵小説ジャンルが言及されていた状況を示すとともに、そこでジャンルに対して犯罪誘発要因やエロ・グロ・猟奇と結びつく概ね否定的なイメージが形成・流布されて

いった様相の一端を示した。

第二部「メディアの中の探偵小説／探偵小説の中のメディア」では、第一部で提示した同時期のジャンルをめぐる状況に対して、各作家がいかなる小説・批評実践を行い、またそれがいかにジャンル自体を駆動していったのかを個別的なテキストに即して検討した。具体的には、江戸川乱歩の『陰獣』（一九二八）、浜尾四郎の『殺人鬼』（一九三一）、夢野久作の『ドグラ・マグラ』（一九三五）というジャンルへの自己言及的な要素を含む各作家の代表的なテキストを対象に、特にそこに取り込まれたジャンルやメディアの表象の検討を通じて、同時期の言説状況に対する応答としての側面を考察した。

第三章「転位する「探偵小説家」と「読者」——江戸川乱歩『陰獣』とジャーナリズム」では、江戸川乱歩の『陰獣』を検討した。まず、一九三〇年前後の犯罪報道において「陰獣」が変態的な犯罪者を指す言葉として転用されるプロセスに、同時期のジャンルの位相の変遷が関わっていたことを確認し、また、そこに大きく作用した乱歩のエロ・グロ・猟奇と結び付いた作家イメージが、メディアに一方的に付与されるだけでなく、乱歩自身の加担によるものでもあったことを明らかにした。さらに、『陰獣』で大江春泥を「犯罪者」として実体化する語り手の「私」の在り方が同時期の探偵小説読者と相通的であったことも指摘し、テキストには現実の犯罪と結びつく探偵小説家像だけでなく、そうしたイメージを生成・受容するメディアや読者といったジャンルをめぐる環境自体が表象されていたことを指摘した。

第四章「拮抗する法・新聞メディア・探偵小説——浜尾四郎『殺人鬼』における「本格」のゆらぎ」では、浜尾四郎の『殺人鬼』を中心に、その本格派としての実践の内実を検討した。まず、同時期のメディア上で浜尾が犯罪を特権的に語りうる「法律家」とその責任を負うべき「探偵小説家」という分裂的な位相にあったことを指摘した。そして、こうしたジャンルと自身の属性に負性を付与するメディアへの違和が、理論的な探偵に読者が同一化する構造を有する本格物を理想とする浜尾の実践の動機付けとなっており、それが『殺人鬼』におけるメディアの批判的な表象にもつながっていたことを明らかにした。しかし、テキストがこれらのメディアや法などの事件の真実を語る言説の恣意性を露見する目的のため、探偵藤枝の推理言説すらも空想として定位したことから、その本格的形式にゆらぎが生じてもいたことを指摘した。

第五章「エクリチュールの闘争——夢野久作『ドグラ・マグラ』における「探偵小説」の位相」では、夢野久作『ドグラ・マグラ』の多様なメディアの表象と探偵小説であることを誇示する言説機制との関わりを検討した。まず、正木の遺言書における映画の表象がその内容の事実性の強調を目的に選択されていたことを指摘し、それを含めた資料群が原本を喪失した異本として存在していたことを明らかにした。さらに、これらの資料群の特徴が正木・若林両博士による自らの研究に相手の言説を引用し合う対立の態度から生じたものであったこと、また語り手の「私」がこの引用の方法を両博士への抵抗の

戦略として転用していたことを指摘した。最後に、この複数の言説ジャンルやメディアを横断しつつ探偵小説の構造を引用し解剖していくテキストの在り方が、同時期のジャンル批評に対する応答ともなっていたと論じた。

以上の第二部の考察からは、従来は素朴な探偵小説観の差異として捉えられてきた江戸川乱歩、浜尾四郎、夢野久作という三者それぞれの小説・批評実践が、いずれも第一部で検討した同時期のメディア状況やそれに伴う文壇内の論争などと複層的なレベルで相関するものであったこと、また、そうしたジャンルをめぐる状況それ自体をテキストの題材として取り込むことで、ジャンル自体を更新していくような実践ともなっていたことが明らかとなった。

第三部「犯罪をめぐるメディア・権力と探偵小説ジャンルの相克」では、第二部での議論を発展させ、同時期のより広範な政治・社会・文化的なコンテキストにおけるジャンルの布置を考察することを目的として、探偵小説の中心的な要素ともいえる犯罪の表象に対するメディアを媒介とした国家・警察権力の行使とジャンルとの関係を検討した。具体的には、甲賀三郎の『支倉事件』（一九二七）、横溝正史の『鬼火』（一九三五）、久生十蘭の『魔都』（一九三七・一九三八）を取り上げ、それぞれのテキストにおける犯罪の表象が被った屈折とそれを生じた複層的な力学の様相を検討した。

第六章「実話」のポリティクス——甲賀三郎『支倉事件』の島倉儀平事件をめぐる「事実」の変奏」では、「犯罪実話小説」の先駆とし

て評価されてきた甲賀三郎の『支倉事件』を取り上げた。まず、その題材となった島倉儀平事件に関する同時期の言説が被疑者である島倉を「悪漢」として表象するものから、その担当弁護士であった布施辰治や中西伊之助のテキストを代表とする冤罪可能性を論じるものへと推移したことを確認し、テキストがその対抗言説として企図された可能性を指摘した。そして、こうした企図から『支倉事件』の記述が「事実」を標榜しながらも、事件当時の捜査責任者でありテキストの発表媒体の『読売新聞』社主でもあった正力松太郎を中心とする警察の不当捜査を正当化する偏向を有していたこと、またそれにより甲賀が目指した事実性に立脚する本格探偵小説の志向が断念させられていたことを明らかにした。さらに、その後に甲賀は自らのテキストの偏向を自覚し、その不備を補完するような様々な言説実践を行っていたことも確認した。

第七章 「共同製作」としてのテキスト——横溝正史『鬼火』における検閲・挿絵・改稿の問題 では、初出時に削除処分を受けた横溝正史の『鬼火』を対象に、ジャンルと検閲の関係を考察した。まず、『鬼火』が風俗壊乱を理由に処分されながらも、それ以外の左翼運動に関わる事件や警察を攪乱する万造の描写も問題視された可能性を指摘した。また、その削除箇所にも含まれていた竹中英太郎の挿絵が万造と代助を中心化する宗匠の語りとは異なるお銀の物語を描出していたことから、そこにお銀の形象をめぐる小説、挿絵、検閲のせめぎ合いがあったことを明らかにした。さらに、その後の単行本収録に際し

た改稿版には、初出時の処分への消極的な対応だけでなく、宗匠と代助の同性愛的な関係を前景化する大きな改変や、テキストが被った不当な抑圧を示唆する事件の挿話を残存させるなどの権力との折衝の痕跡が刻印されてもいたことを示した。

第八章 「探偵小説的謎から国家的危機の言説へ——久生十蘭『魔都』にみる探偵小説の「終焉」 では、久生十蘭の『魔都』を対象として日中戦時下の探偵小説の様相を検討した。まず、探偵役である古市加十と真名古明が松谷鶴子殺人事件の謎に固執することが、二人の推理の失敗を惹起していたことを指摘し、それが物語の主要な関心が殺人事件の謎から皇帝とダイヤモンドの行方へと推移することに伴う語り手「作者」の統御機能の失効とも連動していたことを明らかにした。また、この推移が作中に挿入される新聞報道における情報の矮小化・過剰化という対照的な様態にも通じており、こうした国家的危機とのせめぎ合いから犯罪事件に対する謎解きの欲望が喪失されていく事態の表象がみられる点から、『魔都』が戦間期探偵小説の「終焉」を象徴するテキストとなっていたと論じた。

以上の第三部の考察から明らかとなったのは、『支倉事件』や『鬼火』に例示される同時期の探偵小説が被った犯罪の表象をめぐるメディアを媒介とした多様な権力行使の在り方と、それに対するジャンルの屈折／抵抗の諸相である。そして、日中戦争開戦以降にはこうした探偵小説の基盤となる犯罪に対する謎解きの欲望が国家的危機との葛藤から失効していく状況それ自体をテキストの題材として取り込

んでいく『魔都』のような実践が試みられながらも、それがその後
ジャンル自体が機能不全に陥っていく徴候ともなっていたことが確
認された。

終章「歴史化される「探偵小説」——「探偵小説」と「推理小説」
では、各章で検討した内容を整理・総合し、戦間期日本の探偵小説を、
定義・分類・形式化が絶えず欲望されながらも、そうした規範化の言
説から絶えず逃れようとする逸脱への志向性を有したジャンルとし
て捉え直した。さらに、今後の課題として、「探偵小説」というジャ
ンル記号が敗戦後のとりわけ一九五〇年代後半に「推理小説」へと代
替され歴史化されていく過程を含めたより通時的な観点からの検討
の必要性を述べ、結論とした。